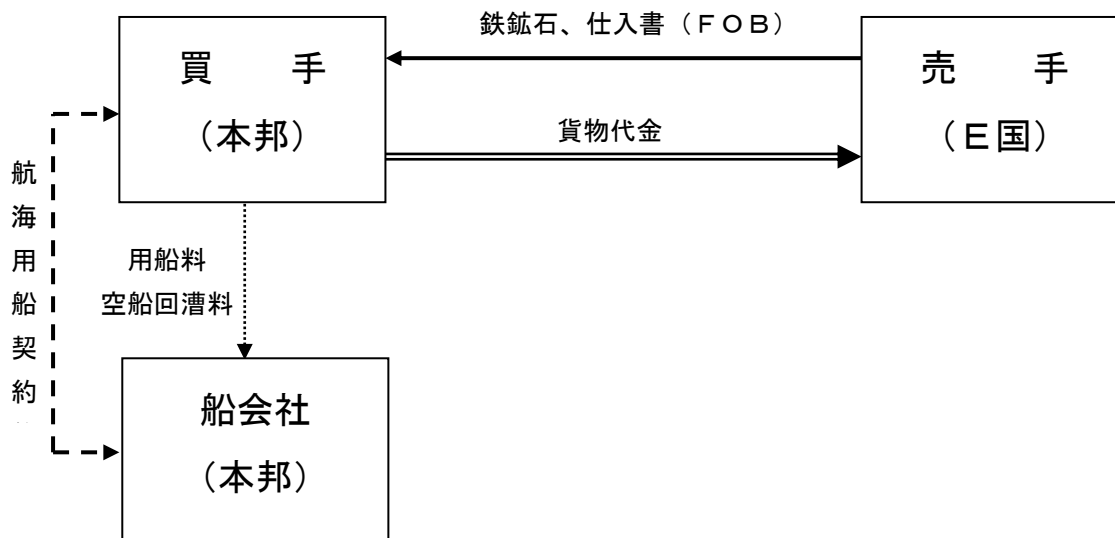


#### 40. 複数航海を伴う用船契約における復路の空船回漕料



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から FOB 条件で鉄鉱石を購入（輸入）します。

当社は、連続する複数回の輸入貨物の本邦向け運送について、船会社と航海用船契約を締結しており、船舶は本邦輸入港と E 国輸出港の間を滞留することなく継続的かつ反復的に運行します。また、この契約では、本邦輸入港から E 国輸出港までの復路において、積荷がなく空船となった場合、当社は輸入貨物の運送時に支払う用船料とは別に、船会社に対し空船回漕料を支払うこととされています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払う復路の空船回漕料はどのように取り扱われますか。

#### 【回答要旨】

上記の複数航海を前提とする航海用船契約において、貴社が船会社に支払う復路の空船回漕料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、次の輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があります。

ただし、この航海用船契約に基づき、最後の輸入貨物が輸入港に到着した後に発生する空船回漕料については、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

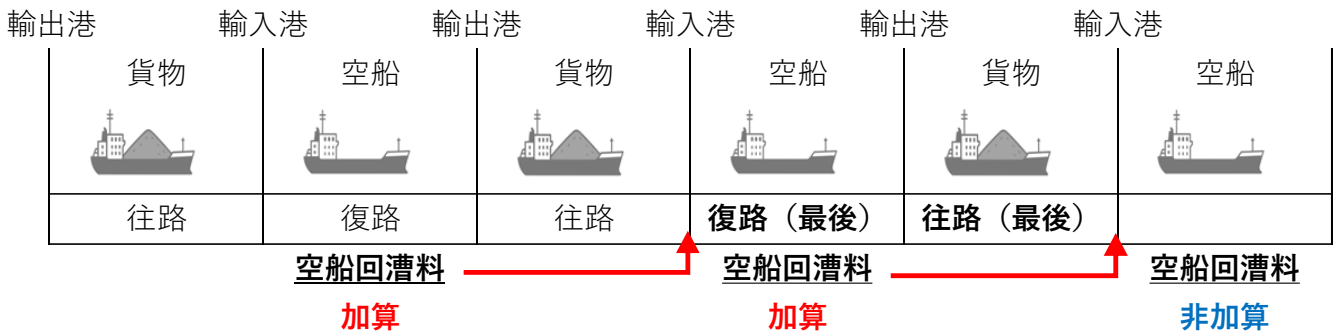
「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

貴社が船会社と締結した航海用船契約は、連続する複数回の航海を前提とするもので

すが、輸入港到着後に発生する復路の空船回漕料は、この契約に基づき次回の輸入貨物を運送するための空船回漕の対価として船会社に支払われるものです。したがって、貴社が船会社に支払う空船回漕料は、次回の輸入貨物に係る「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当します。

ただし、この航海用船契約に基づき、最後の輸入貨物が輸入港に到着した後に発生する空船回漕料については、輸入港到着後の運賃等に該当すると認められます。したがって、この空船回漕料の額が明らかである場合には、この額は「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」には含まれません。

(参考)



【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項1号  
 関税定率法基本通達4-8(7)二

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)